



2023年7月10日(月) 定期大会決議に基づく要望・交渉

徳島県庁にて

徳島県庁にて、今年度2回目の要望(第63回定期大会決議に基づく要望・交渉)がありました。徳島県教職員団体連合会からは喜多委員長、粟田事務局長、中道事務局次長、浅野常任執行委員、谷常任執行委員、坂東常任執行委員が参加しました。会員の代表として、徳島県の子どもたちのために現状を伝えてきました。主な要望として本部からは、勤務時間の上限を超えて勤務する教職員に対しては、校務分掌の適正化や業務削減等の改善のための措置を管理職が講ずるよう指導・助言を行うことなど会員の声を届けてきました。

(1) 令和5年7月20日

徳教団教育情報

第758号



7月10日 第63回定期大会決議に基づく 要望・交渉!

要望あるところに 成果が生まれる!

県教委からの回答は
徳教団HPより



主な要望内容

- 勤務時間の上限を超えて勤務する教職員に対しては、校務分掌の適正化や業務削減等の改善のための措置を管理職が講ずるよう指導・助言を行うこと。
- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」休日の部活動の段階的な地域移行等が児童生徒や教職員にとって実効性のある施策になるよう条件整備をすること。
- 給食費の徴収・管理・未納者への催促も含めて早急に公会計化とし、教職員の勤務時間の確保及び心理面の負担軽減を図ること。

要望する



坂東常任執行委員



浅野常任執行委員



谷常任執行委員

主な専門部要望事項

養護教諭について

○保健室機能の維持・充実の観点から、学校行事等での養護教諭不在時に、専門的知識を有する者を派遣する体制を整備すること。

栄養教諭・学校栄養職員について

○給食センターの統廃合に伴う人員削減を行うことがないよう学校規模に応じた栄養教諭を適切に配置するとともに今後も栄養教諭任用審査を継続して行うこと。

学校事務職員について

○「ゲーム学校」における学校運営のサポート、GIGAスクール構想の推進及びコンプライアンス強化につながる共同学校事務室のさらなる拡充を図るとともに室長及びサブリーダー勤務校に職務室を設けること。

県教委の回答

学校行事や研修等の短縮時間での看護師や代替職員の任用については、現段階では難しい状況です。

今後とも標準法に則り、栄養教諭・学校栄養職員の適切な配置に努めてまいります。栄養教諭の配置及び任用については、各市町村の食育の推進状況を踏まえて検討してまいります。

共同学校事務室の設置については、本年度は6市町村7室となつていくところですが、引き続き、その成果と課題を検証し、その拡充についても検討してまいります。職務室の設置については、市町村教育委員会に働きかけてまいります。

要 望 項 目

1 より良い教育の実現のために、教育環境を整備すること

- (1) 「とくしまの学校における働き方改革プラン（第2期）」で示された時間外在校等時間 45 時間未満の目標を達成するためプランに示した取組の確実な実施を継続して求める。また、各市町村においても、学校における働き方改革プランを策定するよう市町村教育委員会に働きかけること。実効性を伴ったものとするための予算配置や人的配置をすること。

[回答]

「とくしまの学校における働き方改革プラン（第2期）」の目標を達成するため、引き続き市町村教育委員会や各学校へ教職員の働き方改革の趣旨や目的を周知してまいります。取組の柱である「外部人材の積極的活用」や「部活動の適正化」などについて、一層推進してまいります。

- (2) 「徳島県教育大綱（R1年度）」や「徳島県教育振興計画（第3期）」に基づいた各種施策について検証し、全国に先んじた「徳島ならではの」教育実現のための予算措置や人的配置をすること。

[回答]

引き続き、「徳島教育大綱」や「徳島県教育振興計画（第3期）」に基づく施策の実施状況等について点検・評価を実施しながら、効果的な教育行政を推進してまいります。

- (3) 学校における法的側面からのいじめ防止対策やいじめ予防教育、その他諸課題の効率的な解決にも資する専門的知識・経験を兼ね備えた法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）の配置拡充をすること。

[回答]

いじめ防止対策をはじめ諸課題について、学校が法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）への相談を必要とする機会は増加しており、県内の弁護士にスクールロイヤーとして登録していただき、全公立学校を対象に必要時に派遣しております。今後、これまでの効果を検証し、本県の実情に即した相談体制の充実を図って参ります。

2 多忙化の解消・業務改善について

- (1) 給食費の徴収・管理・未納者への催促も含めて早急に公会計化とし、教職員の勤務時間の確保及び心理面の負担軽減を図ること。

[回答]

給食費の公会計化については、市町村教育委員会に対し、先進地における優良事例を紹介するなどの支援を行ってまいります。

- (2) 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」休日の部活動の段階的な地域移行等が児童生徒や教職員にとって実効性のある施策になるよう条件整備をすること。

[回答]

部活動改革については、令和3年度から、運動部活動・文化部活動において、それぞれモデル事業に取り組んでおり、今年度も国費を活用し、実証事業に取り組むこととしております。今後とも国や他県の動向を注視しながら適切に対応してまいります。

- (3) 勤務時間の上限を超えて勤務する教職員に対しては、校務分掌の適正化や業務削減等の改善のための措置を管理職が講ずるよう指導・助言を行うこと。

[回答]

教職員の勤務時間の上限について、管理職を含め、すべての教職員への周知を徹底するとともに、市町村教育委員会とも連携し、校務分掌の適正化や業務削減等の改善への取組を一層進めてまいります。

3 給与等の改善について

- (1) 人材確保法の初心に立ち返るとともに、優秀な人材が教職を目指すよう給与の抜本的な見直しを図ること。

[回答]

人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。

(2) 旅費を増額し、正当旅費の支給を図ること。

[回答]

今年度も、昨年度実施を延期した修学旅行の旅費分について増額した予算を確保したところです。また、旅費の支給については、引き続き、条例に基づき適正に執行してまいります。

(3) 特殊業務手当の更なる増額と支給要件の拡大を図ること。特に部活動指導手当の増額を図るとともに他中学校と合同で行う場合には合同部活動指導手当（仮称）の支給を図ること。

[回答]

人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。また、部活動指導手当の増額、新たな手当の新設等については、国や他県の動向を注視してまいります。

(4) 免許外教科指導手当（仮称）等の勤務実態に応じた、手当の支給を図ること。

[回答]

人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。また、新たな手当の新設等については、国や他県の動向を注視してまいります。

(5) 小中学校教育職給料表を高等学校教育職給料表に統合すること。

[回答]

人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。

4 勤務条件の改善について

(1) 各種休暇制度の目的が達成されるよう制度の充実を図り、また教職員の学校支援体制の整備を図ること。

①育児短時間勤務・短期介護休の運用については、本人の心情をできる限り理解し、管理職の誠意ある対応を求めるとともに、教職員の学校支援体制の整備を図ること。

[回答]

休暇制度の運用については、管理職が教職員の状況や意向を十分に理解したうえで適切に対応できるよう周知してきたところです。学校の支援体制については引き続き整備を図ってまいります。

②夏季休業中における教職員の心身の健康の維持及び促進を確保するため、各種休暇が積極的に取得できるよう県教育委員会が市町村教育委員会に働きかけること。

[回答]

既に見直しを行った夏季休業中の研修について、その効果を検証しつつ、9月付与に運用を変更した年休制度を有効に活用できるよう市町村教育委員会に働きかけてまいります。

(2) 栄養教諭・学校栄養職員について

①給食センターの統廃合に伴う人員削減を行うことがないよう学校規模に応じた栄養教諭を適切に配置するとともに今後も栄養教諭任用審査を継続して行うこと。

[回答]

今後とも標準法に則り、栄養教諭・学校栄養職員の適切な配置に努めてまいります。栄養教諭の配置及び任用については、各市町村の食育の推進状況を踏まえて検討してまいります。

②ICTを活用した食育を推進するため、栄養教諭及び学校栄養職員にも1人1台端末を配布すること。

[回答]

端末の配備については引き続き市町村教育委員会に適切に対応していただくよう周知してまいります。

(3) 養護教諭について

①保健室機能の維持・充実の観点から、学校行事等での養護教諭不在時に、専門的知識を有する者を派遣する体制を整備すること。

[回答]

学校行事や研修等の極短期間での看護師や代替職員の任用については、現段階では難しい状況です。

②保健室経営の充実に向けて、よりきめ細やかに児童生徒に対応できるよう学校の実情に応じた加配の増員や徳島県独自の複数配置を継続・拡充すること。

[回答]

養護教諭の複数配置については、標準法に則り実施してまいります。定数の改善および加配については、引き続き国に要望してまいります。

(4) 学校事務職員について

①「チーム学校」における学校運営のサポート，G I G Aスクール構想の推進及びコンプライアンス強化につながる共同学校事務室のさらなる拡充を図るとともに室長及びサブリーダー勤務校に執務室を設けること。

[回答]

共同学校事務室の設置については、本年度は6市町7室となっているところです。引き続き、その成果と課題を検証し、その拡充についても検討してまいります。執務室の設置については、市町村教育委員会に働きかけてまいります。

②市町村教育委員会と連携して給食費の公会計化を推進すること。また、旅費システムを改善し、学校事務職員における業務改善を進めること。

[回答]

給食費の公会計化については、市町村教育委員会に対し、先進地における優良事例を紹介するなどの支援を行ってまいります。小中学校旅費計算システムについては、今後とも改善してまいります。

③共同学校事務室及び事務グループのリーダーには、職責に見合った権限と手当を支給すること。

[回答]

共同学校事務室及び事務グループのリーダーに対する職責に見合った権限については、市町村教育委員会と連携しながら研究してまいります。なお、手当の支給については困難です。

5 公正妥当な人事行政について

(1) 各校人員に欠落がないよう、確実に臨時的任用職員を配置すること。

[回答]

臨時的任用職員が確実に配置できるように努めてまいります。

(2) 管理職任用については、教育公務員として政治的中立を遵守し、教育正常化を目指す人材の中から任用すること。また、管理職の資質として、連帯性や協調性を考慮するとともに、的確な判断力や決断力、交渉力や危機管理を含む組織マネジメント力を備えた人材を任用することを求める。

[回答]

管理職任用については、任用候補者選考審査要綱に則り、適正に行ってまいります。

(3) 職場内におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、管理職を対象とした研修を引き続き実施し、意識と知識の向上を図ること。

[回答]

管理職に対しては、ハラスメント防止研修をはじめ、各学校からの要請研修等の機会を通じて、ハラスメント防止及び排除のための研修等を実施しているところです。引き続き、機会を捉えて周知に努め、ハラスメント行為の根絶に向けた取組を進めてまいります。

(4) 人事異動は、年齢のバランスや採用年数を考慮した配置を行うこと。

[回答]

校長ヒアリングや学校訪問等でそれぞれの学校の課題を把握し、年齢のバランスや採用年数を考慮した配置になるよう努めてまいります。